

船員災害防止活動の促進に関する法律

1 . 案内情報

- 手続名 : 船員災害防止協会成立の届出
手続根拠 : 船員災害防止活動の促進に関する法律第 3 8 条第 2 項
手続対象者 : 船員災害防止協会
提出時期 : 成立の日から 2 週間以内に提出。
提出方法 : 成立した旨の届出書 (様式はない) を厚生労働大臣及び国土交通大臣に提出する。
手数料 : なし
添付書類・部数 : 登記簿の謄本・ 1 部
申請書様式 : なし
記載要領・記載例 : なし

2 . 窓口情報

- 提出先 : 国土交通省海事局船員部労働基準課
受付時間 : 提出先にお問い合わせ下さい。
相談窓口 : 上記提出先

3 . 手続情報

- 審査基準 : -
標準処理期間 : -
不服申立方法 : -